

◎新潟県告示第1172号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和5年11月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域の名称

間瀬四区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から26号までを順次結んだ線及び標柱26号と1号を結んだ線に囲まれた区域

新潟市西蒲区間瀬

字新村

4499番	1号、24号及び26号
4519番3	2号及び3号
4519番4	4号及び5号
4514番3	6号から11号まで
4509番	12号から14号まで
4505番	15号
4501番2	16号
4502番	17号
4490番1	18号
4491番2	19号
4487番2	20号
4484番	21号
3909番3	22号
4492番	23号
4500番1	25号